

じゃがれたー

No.17

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)

発行日 平成23年10月14日
発行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 広報委員会
[委員長] 長谷川秀夫
[委員] 岩井 英典
大輪 典子
香川 美里
北村裕美子
佐藤 米生
平岡 祐二
星野 美子
山口栄三郎

巻頭言

被災地の夏

特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」副理事長 鈴木 守幸

あの大地震から半年、今年の夏は暑さがいっそうこたえるものであった。避難所から仮設住宅に移り、少し落ち着きを取り戻した被災者もおられるが、今後の生活の見通しが立たない状況に疲労感と不安を感じている人のほうが多い。そのような状況下、「頑張ろう東北」をはじめとするスローガンが被災地にあふれるのを見ると、被災者の苦渋にさらに無理を強いていないか、と複雑な心境になる。

筆者は、被災地の市町村の職員と仕事柄かかわる機会がある。折をみて、彼らに「今、土日は休めているのか」という問いを必ずしている。震災直後の混乱と比べれば、被災者でもある職員たちに、一息つける余裕も少しだがみられるようになった。顔を見るとまだまだ疲労感と緊張感がうかがえるが、今は、われわれの支援についての相談にも落ち着いて対応してもらえるようになった。

東北の夏には、首都圏の人工的な暑さとは違い、自然の優しさを感じることができる趣がある。今回の大地震はそれをもぶち壊した。被災者を支える職員たちにも、ふるさとのもつ豊かさと優しさを早く体感してもらいたいと願う。

さて、被災地における成年後見の申立ては、家庭裁判所によると増加しているようであるが、われわれの認識ではまだ十分に進んでいない。申立

ての必要な高齢者や障害者を支援する関係者の動きがまだできていない。仙台市のように通常の支援の延長で対応可能なところもあれば、体制が整わない被災地も多数ある。日頃から成年後見制度利用の活性化に向けてかかわってきた者としては、今こそ制度が活用されるよう、各関係者の頑張りが問われていると思っている。

具体的には、支援が必要な高齢者や障害者を成年後見制度に結びつけるために必要なこと、その前提として高齢者や障害者の生活再建への道筋をつけること、第三者後見人の受け皿を確保すること等、行政と民間の協働作業がないと道は拓けない。これからは、個々の被災者に寄り添う生活再建への支援のあり方が問われる。ここで頑張るべき人たちは、被災者ではなくて生活課題にかかわる法律・福祉系の専門職たちであろう。

お盆も過ぎ、夏の暑さも峠は越したが、これからは仮設住宅を舞台に、被災者のサポートが本格化していく。仮設住宅サポートセンターも稼働を始めつつあり、頑張るべき人たちのホットな活動は始まったばかりである。

本稿を執筆中にまた大きな余震があった。もう地震だけは「終わり」にしてほしい。体の揺れはいまだに終わっていない。

第8回総会報告

平成23年5月28日(土)午後2時から、明治大学駿河台キャンパス研究棟にて、本学会の第8回総会が開催されたので概要を報告する。

開会宣言の後、本学会規約12条により、議長を新井誠理事長が務めることが告知された。

◇議案第1号 平成22年度事業報告の件

大貫正男副理事長が事前配布された議事資料に基づき平成22年度に行った事業について説明を行った。

研究調査部門について、学術大会の開催、制度改革研究委員会における研究、判例研究委員会における判例研究、日本損害保険協会からの助成を受けての高次脳機能障害に関する平成21年度から2年間の研究、学会誌『成年後見法研究』第8号の編集、国際交流活動として2010年成年後見法世界会議の共催および国際シンポジウム「台湾新成年後見制度の紹介」並びに「日独成年後見法セミナー」の開催等が報告された。

また、運営・広報部門について、ハートフォーラム委員会としてNHKハートフォーラム「あなたの財産と暮らしを守る～成年後見制度～」の実施等が報告された。

以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第2号 平成22年度決算報告の件

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、平成22年度の決算報告を行った。

正味財産は831万1245円で、当期収支差額は97万665円のプラスとなっており、前年度よりも増加していることが報告された。

引き続き、永田秋夫監査役が、監査の結果、正確なものと認められると監査報告を行った。

以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第3号 平成23年度事業計画決定の件

赤沼康弘副理事長が、前記議事資料に基づき、平成23年度事業計画案の説明を行った。

基本姿勢は従来どおり、前年度に引き続き学術

大会等の開催に向けた検討をするほか、具体的な調査研究に重点を置いた活動を行うことが報告された。研究委員会については、制度改革研究委員会、判例研究委員会、高次脳機能障害に関する研究委員会が活動を続けること、そのほか、学会誌の編纂・発行、国際交流活動を行うことが報告された。また、運営・広報部門としては総会の開催、会報の発行、組織強化活動の予定について報告された。

以上について、質問はなく、承認された。

◇第4号議案 平成23年度予算決定の件

伊藤佳江常任理事より、前記議事資料に基づき、一般会計、研究基金特別会計、世界会議特別会計につき、平成23年度予算案の説明がなされた。質問はなく、承認された。

◇第5号議案 役員決定の件

新井誠理事長より、理事会決議による当日配布の役員候補者名簿に基づき、理事候補者50名、監査役候補者2名についての議案の説明がなされた。質問はなく、承認された。

◇おわりに

以上のとおり、総会は粛々と進行し終了した。

総会終了後、新たに選任された理事による理事会が開催され、理事長として引き続き新井誠氏を選任し、副理事長として赤沼康弘氏、池田恵利子氏、大貫正男氏を選任、その他常任理事の選任が行われて新体制がスタートした。

その後、「東日本大震災に関する理事長声明」に関して、意見交換会が行われた。

(高橋 弘)

役員紹介

平成23年5月28日(土)、正会員37名・会友1名の出席者の下に、第8回総会が行われた。平成23年4月1日現在の入会者数は、正会員880名、賛助会員2団体2名、会友239名である。会員の職能は、研究者、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士、医師、裁判官、家庭裁判所調査官、公証人、家庭問題情報センター職

員、自治体職員、社会福祉協議会職員、金融機関職員、施設経営者など、多岐にわたっている。

第8回総会では、規約19条に基づき役員の任期が終了したことに伴い、新役員（理事・監査役）の選任が行われた。また同日に行われた第1回理事会において、理事長、副理事長、常任理事、幹事が決定した。以下に紹介する。

理事・監査役・幹事一覧 (50音順・敬称略)

【理事長】

新井 誠 (中央大学)

【副理事長】

赤沼 康弘 (東京弁護士会)

池田恵利子 (東京社会福祉士会)

大貫 正男 (埼玉司法書士会)

【常任理事】

伊藤 佳江 (東京税理士会)

小賀野晶一 (千葉大学)

金井 守 (田園調布学園大学)

金川 洋 (長野社会福祉士会)

北野 俊光 (東京弁護士会)

高橋 弘 (埼玉司法書士会)

富永 忠祐 (東京弁護士会)

長谷川秀夫 (千葉司法書士会)

星野 茂 (明治大学)

星野 美子 (日本社会福祉士会)

村田 彰 (流通経済大学)

森 徹 (東京弁護士会)

【理事】

五十嵐禎人 (千葉大学)

石渡 和実 (東洋英和女学院大学)

井上 計雄 (大阪弁護士会)

岩井 英典 (札幌司法書士会)

岩志和一郎 (早稲田大学)

遠藤 英嗣 (蒲田公証役場)

延命 政之 (横浜弁護士会)

沖倉 智美 (東京社会福祉士会)

神谷 遊 (同志社大学)

上山 泰 (筑波大学)

河野 正輝 (熊本学園大学)

菊池 馨実 (早稲田大学)

小嶋 珠実 (神奈川県社会福祉士会)

佐藤 彰一 (法政大学)

佐藤 米生 (第一東京弁護士会)

志村 武 (関東学院大学)

田村 満子 (大阪社会福祉士会)

田山 輝明 (早稲田大学)

寺尾 洋 (銀座公証役場)

床谷 文雄 (大阪大学)

永井久美子 (東京税理士会)

中尾 哲郎 (福岡県弁護士会)

中山二基子 (東京弁護士会)

西川 浩之 (静岡県司法書士会)

二宮 周平 (立命館大学)

芳賀 裕 (福島県司法書士会)

橋本 健司 (神奈川県司法書士会)

久岡 英樹 (大阪弁護士会)

平川 博之 (日本精神神経科診療所協会)

本間 昭 (認知症介護研究・研修東京センター)

松井 秀樹 (東京司法書士会)

松友 了 (社会福祉士事務所・早稲田スパイク)

八杖 友一 (第二東京弁護士会)

山崎 政俊 (東京司法書士会)

【監査役】

菅野 協子 (関東信越税理士会)

前田 稔 (東京司法書士会)

【幹事】

北村裕美子 (日本社会福祉士会)

黒田美亜紀 (明治学院大学)

五味 郁子 (東京税理士会)

菅 富美枝 (法政大学)

中村 昌美 (平成国際大学)

名川 勝 (筑波大学)

平岡 祐二 (神奈川県社会福祉士会)

松本 容子 (埼玉司法書士会)

各団体の東日本大震災への対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災により、各地に甚大な被害が発生した。それから約半年が経過し、徐々に落ち着きを取り戻しつつあるが、真の復興への道のりはまだ遠い。

非常事態においては、自ら声を上げることができない高齢者・障害者は、弱い立場におかれることがあり、そうした方々をサポートする取組みが必要となってくる。そこで、本欄では、成年後見制度にかかわる代表的な団体である、日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、社団法人日本社会福祉士会の震災に対する取組みを取り上げ、あわせて当学会「東日本大震災に関する理事長声明」（2011年6月7日）の全文を掲載する。

日本弁護士連合会の取組み

日本弁護士連合会（日弁連）は、3月11日の震災直後に、会長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、会員の安否確認を行うとともに、被災地会からの情報収集に努めた。翌3月12日には第2回会議を開き、既存の災害復興支援委員会委員を中心に本部の組織体制を整え、義援金の募集、法律相談体制の構築、相談担当者の研修の実施等の検討を開始した。

まず、3月23日から東京三会および日本司法支援センター（法テラス）と協力して無料電話相談を開始した（8月29日現在、3969件にも上る）。3月29日からは、外国人に対し、通訳人とトリオフォン（三者通訳電話）を利用して電話相談を実施している。その後、交通手段の復旧に応じて、被災地の弁護士会、法テラスなどと協力して、避難所等で面談相談も実施している。4月29日から5月1日には、仙台弁護士会、法テラスと協力して実施した宮城県内95の避難所等での無料法律相談会は、13の弁護士会から延べ305人の弁護士の参加を得、相談件数は3日間で約1000件にも及ん

だ。

そして、これらの法律相談を通じて集積した被災者の生の声をもとにさまざまな立法提言を行っている。いわゆる二重ローン問題は深刻であった。震災により生活に不可欠な家や車などを失ってもローンは残る。新たに家や車などを買うにあたりさらにローンを負担するということは、再起に向けての大きな支障となっていた。日弁連は、この二重ローン問題の不合理性を訴え、これが個人版の私的整理ガイドラインに基づくADRの創設につながった。同制度は、当初想定していたものに比し不十分であるものの、信用情報へ登録がされない点や保証債務についても一定の条件のもとに減免される利便性がある。このほか、原発ADRの設置、相続放棄の熟慮期間の延長、災害弔慰金の受給資格の兄弟姉妹への拡張などの立法提言を行い、法改正を実現している。

今後もこれまでに増して、被災者に寄り添った活動の強化が必要とされている。

（弁護士 森 徹）

成年後見センター・リーガルサポートの取組み

当法人では地震発生後、いち早く災害対策本部を立ち上げ、日本司法書士会連合会および全国青年司法書士協議会と連携・協力して対応にあたることとした。

第1に、被災地の会員に対し、その担当する被後見人の安否確認と安全確保をとること、および、東京電力管内において実施された計画停電について、特に在宅で生活する被後見人が不安に陥らぬようまた生活に支障を来さぬよう支援にあたることを通知した。

第2に、被災地の支部に対しては、会員の安否確認を行うとともに、安否不明で被後見人の支援に支障が生ずると判断した場合は家庭裁判所に相

談するよう通知した。残念ながら、前岩手支部長が成年後見制度の利用に関する電話相談を受けている最中に被災し、津波で亡くなっている。

第3として、震災相談の参考に供するため、震災関連の成年後見制度に関する「Q&A」を作成し、日本司法支援センター（法テラス）に提供するとともに当法人ホームページで公表している。

第4に、公益財団法人公益法人協会の義援金口座に当法人口を設けていただき、広く義援金の募集を行うとともに、当法人が編集・執筆・監修する書籍等の収益金を義援金として寄付した。

第5に、まだ件数は少ないものの、5月よりフリーダイヤルによる電話相談を開始している。

当法人は、これから高齢者・障害者の平穏な生活の再建に向けた支援の本格的段階と考え、長期的な活動を想定しながら、①高齢者・障害者のおかれた状況の把握、②市町村長申立て、および、高齢者・障害者の見守り等に対する自治体・社会福祉協議会・地域包括支援センターの状況把握、③施設・介護サービス事業所の状況把握、④仮設住宅・福祉仮設住宅の状況把握、⑤成年後見制度に関連するニーズ把握等を行い、被災された高齢者・障害者の支援に尽力する予定である。

（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート専務理事 矢頭 範之）

日本社会福祉士会の取組み

東日本大震災における本会の支援の姿勢としては次の3点があげられる。

一つ目は、福祉専門職として支援にかかわることである。つまりソーシャルワーカーとしての知識や技術を活用して、被災後の長期にわたる避難所生活もしくは仮設住宅での安否確認や地域での生活再建に向けてアセスメントを行い、生活ニーズを把握し生活課題の解決に向けた支援を行うこと、またコミュニティの立ち上げへの支援などにかかわることである。二つ目は、被災地が主体となる支援を行うことである。被災地では行政機能の低下や社会資源の崩壊が起きている。支援が効果的に機能するためには、自治体との連携と現地

の要請に基づいた支援を行うことが必要である。これは単に要請を待つということではなく、現地の自治体や関係機関等とともに必要なニーズを確認・共有し、現地の受け入れ態勢などを見極めたうえで活動することである。三つ目、支援の終了を見据えた継続的な支援を行うことである。被災者支援は短くて数カ月、長ければ数年に及ぶ。そのような中でも継続的な支援が行えること、その一方で現地の組織や機関の機能が回復するまでといった終了を見据えた支援を行うことである。

今回の東日本大震災では、このような基本的な支援の姿勢を確認しつつ、3月20日に現地に入った先遣隊やそれ以降の継続的な被災県や被災県社会福祉士会等との打合せを踏まえて、現在では次の3つを支援事業として行っている。

一つ目として、被災地における被災者支援として、行政と連携して「地域包括支援センター」への支援を行っている。現在までに支援を行っている拠点は岩手県3カ所（山田町、大槌町、陸前高田市）、宮城県5カ所（石巻市（3カ所）、南三陸町、東松島市）である。4月1日から支援を開始し、延べ1500人を超える会員を派遣した。二つ目は、県内外へ避難した被災者への支援である。自治体との連携のもと、各都道府県社会福祉士会が実情に応じて、県内外に避難した被災者の相談援助活動を行っている。三つ目は、スクールソーシャルワークにかかる支援である。今後、児童の問題は家族や地域の課題として長く続くことが予想される。本会としては被災地支援として何が行えるかを見極めて支援活動を展開する予定である。このほかにも、現地の要請により県庁やボランティアセンターへの派遣を行っている。

本会は、これからも被災された方の生活が元に戻り地域が復興することを見据えた支援を継続する予定である。

なお、各都道府県社会福祉士会では、上記活動のほか、寄付や独自の支援活動を行っている。

本会の活動は「地震救援ニュース」（本会ホームページに掲載）にて随時報告している。

（社団法人日本社会福祉士会事務局長 小笹 知彦）

東日本大震災に関する理事長声明

日本成年後見法学会理事長 新井 誠

東日本大震災で亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、厳しい状況に置かれている被災者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、被災された皆様への支援に携わってられる関係諸機関の皆様の活動に、深く敬意を表します。

東日本大震災の被災者には、認知症、知的障がい、精神障がい等のために弱い立場におかれ、自ら声を上げることの難しい方々が少なからずおられる。こういった方々が支援の枠組みから置き去りにされてはならない。

成年後見制度は、精神上の障がいにより判断能力の不十分な方を支援する制度として平成12年に開始された。人が、自らの尊厳を護り、幸福を追求し、生存を確保していくためには、自ら声を上げることが必要となるが、判断能力の不十分な人がそういった主張をすることには困難を伴う。それゆえ、成年後見制度は、成年後見人等が、判断能力の不十分な方に代わって、本人の意思を尊重しながら、本人の権利・利益を護る制度として位置づけられ、現実に機能している。

必要な人に対し、適切に成年後見人等が選任されるように体制を整備することは、国家の責務である。

1 市町村長申立ての促進と専門職によるバックアップ、検察官申立ての活用

判断能力の不十分な方たちに成年後見人等が選任されるには、家庭裁判所に後見等開始の申立てがなされなければならないが、現在の被災地・避難民における状況を鑑みると、親族等による迅速・適切な申立ては極めて難しい。したがって、

市町村長申立てが積極的になされるべきである。後見支援を受けることが必要な人について、市町村が需要を掘り起こし、申立てにつなげることの必要性は、厚生労働省事務連絡（平成23年4月27日）においても指摘されている。

一方で、被災地市町村のおかれている状況を考慮すると、申立業務を遂行するにあたっては、成年後見実務に携わる専門職による支援が必須である。成年後見関係専門職団体において相談先を公表する、被災各地に後見実務に精通した人材を派遣するなどといった支援策が早急に整えられるべきである。

また、このような状況においてこそ、公益を代表する検察官による申立てが活用されるべきである。地方法務局を活用して後見ニーズの掘り起こしを行う、地方検察庁において申立実務を担当する弁護士・司法書士等を臨時的に雇用するなどにより、検察官申立てにつなげることが考えられよう。人権擁護機関としての法務省の責任が問われている。

また、このような状況において迅速な後見支援を可能とするためには、職権主義の導入が検討されてもよいのではないかと考えられる。

2 成年後見人等の受任者の確保

最高裁判所事務総局家庭局の調査によれば、宮

城・福島・岩手の3県における成年後見制度利用件数は約4500件であるが、5月5日時点で成年後見人ら32人が死亡・避難等の理由で後見事務が不可能になっていることがわかったと報じられている(毎日新聞)。この数は、今後も増加するものと推測され、また、新たな後見ニーズも発生する。

岩手県・宮城県・福島県における認知症高齢者数は約11万5000人、療育手帳A(重度)該当者は1万人を超え、精神保健福祉手帳一級該当者は5000人を超えるとみられる。この数からすれば、1000件単位での後見ニーズが生じることも想定される。

しかし、従前の受任状況および被災地の現状を見ると、これらの後見ニーズに対応できるだけの成年後見人等候補者を現地で確保することは極めて困難である。

そこで、成年後見人等確保の手段として、社会福祉協議会等を受任者とする法人後見を活用することが求められる。法人後見の実務担当者には、市民後見人も活用すべきである。被災地市町村において、すでに公的機関の関与の下で市民後見人の養成が行われていた場合には、その養成研修修了者を法人後見の実務担当者として雇用する。行われていない場合には、早急に希望者の募集、研修を行い、速やかな養成を図ることが必要である。そして、成年後見実務に携わる専門職は、この養成について、全面的に協力すべきである。

さらに、国及び地方自治体は、これらの取組みについての財政措置を速やかに講じるべきである。

3 市町村長申立て、検察官申立て、法人後見活用にあたっての財政措置の確保

1および2に掲げた市町村長申立て、検察官申立て、法人後見の活用に伴う財政的負担については、少なくとも当面は、国家が全面的に負うものとし、東日本大震災の復旧・復興費などからこれにあてるべきである。いま求められるのは、弱い

立場におかれる人たち一人ひとりに対し、積極的に支援しようとする地方自治体の姿勢を後押しし、その責任を負うという、国家としての役割であろう。

4 家庭裁判所の果たすべき役割——成年被後見人等・成年後見人等の安否・所在の確認、成年後見に係る手続の柔軟な運用

前述のとおり、宮城・福島・岩手の3県における成年後見制度利用件数は約4500件であり、成年後見人等32人について後見事務が不可能であることがわかったとされている。裁判所による成年後見人および成年被後見人等の安否・所在の確認は早急に進められるべきである。

一方、後見等開始や成年後見人等の選任手続遂行にあたって、家庭裁判所には、柔軟な対応が求められる。被災地の事情によっては、申立てに必要な書類や資料を揃えることが不可能な場合があるろうし、申立費用についても申立人に対して請求することが現実的でない場合もあるろう。少なくとも当面の間は、成年後見による支援を優先させるために、申立手続の簡素化、関係書類の省略を認める取扱い、申立費用の後払いまたは行政負担などといった特例的な取扱いが検討されるべきである。

5 成年後見関係専門職団体の連携・ネットワーク化

成年後見実務に携わる専門職として、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等があり、それぞれが組織的な活動を行っている。

これらの専門職が成年後見人等としての支援を行うにあたって、また現場の支援を支えるための組織的な活動や法制度の改善に向けた取組みを進めるにあたっては、職能・組織の枠を越えて連携し、協働することが求められる。

6 公的後見制度の導入へ向けて

被災地の復興には長期的な視点が必要であり、臨時的な措置によるだけでは早晚、限界が訪れるのは明らかである。また、将来的な東海地震をはじめとする大災害発生の可能性を考えると、臨時的措置にとどまらない恒久的かつ全国的な手当が必要である。

すなわち、大災害が発生した場合に個人による後見支援には限界があることを踏まえ、地方自治体が、公的な責任のもとで後見を行う体制を整備するための公的後見制度が導入されるべきである。

ここでいう公的後見制度とは、全国の都道府県において、法律・福祉の専門職がかかわる後見受任団体（法人後見含む）を組織し（既存の社会福祉協議会やNPO法人等を活用することも考えられる）、養成研修を経た市民が当該団体に所属して後見事務を行い、国および都道府県は、当該団体に対し、許可等を前提として全面的な財政措置を講じるという枠組みである（ここに示したのは一つの案であって、他の枠組みもありえ、今後の検討が必要である）。

公的後見制度は、諸外国において極めて有効に

機能し、わが国においてもその必要性はつとに指摘されている。大災害発生の危機が叫ばれる中、早期の立法が求められる。

7 未成年後見の活用——特に法人後見・複数後見について

今回の震災においては、多くの未成年もその保護者を失う等しており、子どもの財産権などを含む人権の保護があらためて課題となっており、早期の対応が必要となっている。

成年後見分野においてわが国において導入されている複数後見・法人後見は、「後見の社会化」という観点から未成年後見においても有益である。

先頃成立した児童虐待を契機とした親権停止に係る「民法等の一部を改正する法律」（閣法31号）においても、未成年後見制度における複数後見・法人後見が採り入れられており、親を亡くした未成年者の権利を護るために有効に機能するものと考えられる。同法案の成立を踏まえ、未成年者についても後見制度を積極的に活用して権利擁護を図ることが求められる。

（2011年6月7日）

<東日本大震災に関する理事長声明の意義・背景——広報委員会注記>

東日本大震災から半年が経過した。被災地の環境は、少しずつ改善されているようではあるが、被災者の方々の暮らしが安定したものとなるまでには、まだ相当の期間と労力が必要となる。このような困難に直面した状況において、自ら声をあげることの困難な方々の権利が適切に護られるかどうかということは、わが国の社会システムの成熟度を指し示しているようにも思われる。

復興に向けた取組みの中で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な方々が、支援の枠組みから外れることがないようにするために、成年後見制度が有効な役割を果たす。

本声明は、このような認識の下に、平成23年6月7日に公表された。その後、最高裁判所、法務省、厚生労働省に対して趣旨説明を行うとともに、厚生労働省記者会において記者会見を行った。

今後も、関係部局だけでなく、広く国民一般に、本声明の趣旨を伝えていくことが求められる。

制度を知る！

障害者虐待防止法

◇障害者虐待防止法の成立

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法。以下、単に「法」という）が2011年6月17日に成立した。施行は2012年10月1日が予定されている。以下に、この法律の要点を述べる。

◇障害者虐待の定義および法の対象者

障害者虐待を、法2条において、①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者による虐待、③使用者による虐待と分類している。このうち、「サン・グループ事件」（滋賀県）、「水戸アカス事件」（茨城県）等を経て、障害者雇用の場における使用者による虐待が明示された意義は大きい。また、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という）における高齢者虐待と同様に、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待と養護の放棄、著しい減食や長時間の放置を虐待の行為としてあげている。

法の対象である「障害者」は、障害者基本法に準拠している。同法では、これまで身体・知的・精神障害のみを障害と定義してきたが、2011年の改正により「身体障害、知的障害又は精神障害……その他の心身の機能の障害……がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」までを障害者とした。法では、この障害概念を準用している。

したがって、障害者虐待の対応においては、従来の障害の概念に縛られることなく、社会的弱者支援の視点が求められる。単にパターンリスティックな保護を前面に出すだけでなく、「自分たちのことは自分たち抜きで決めないで」という障害者の当然ともいえる権利を擁護していく視点も同じく重要といえる。

◇虐待への対応と自治体等の役割

法は、虐待への対応として、高齢者虐待防止法における高齢者虐待への対応とほぼ同様の規定を設ける。たとえば、養護者による虐待への対応として、居室の確保、立入調査、警察署長に対する援助要請、面会の制限、養護者の支援を定めている。使用者による虐待に対して都道府県労働局や公共職業安定所など労働行政の関与を定めた点の意義は大きい。関係機関の適切な連携が求められる。また、障害者福祉施設従事者等に通報義務を課した。

障害者虐待の防止・対応の実施機関として、都道府県に「障害者権利擁護センター」が、市町村に「障害者虐待防止センター」が設置される。両センターは、「地域包括支援センター」や、2010年の障害者自立支援法改正により2012年に設置されることになった「基幹相談支援センター」と連携し、地域での障害者虐待防止・対応ネットワークを構築していくことが重要である。

◇成年後見制度の利用

法43条では、経済虐待への対応として市町村長申立てによる成年後見人等の選任に触れ、法44条では、成年後見制度の利用促進を国・地方公共団体に義務づけている。成年後見制度利用支援事業について、障害者自立支援法に基づく市町村地域生活支援事業の中で必須化される予定であり、虐待対応の有効な手段となるよう事業内容の充実が期待される。

◇おわりに

法が、障害者福祉施設従事者等に通報義務を課したことは、早期発見と適切な保護や自立支援に結びつけることを可能にした。通報が躊躇され対応が遅れないためには、関係機関の職員に対して権利擁護を含めた障害者虐待に関する十分な研修が必要となろう。（社会福祉士 小嶋 珠実）

●私と成年後見●

市民に届け！ 成年後見

◇成年後見との出会い

成年後見制度が導入される以前の平成8年、私は、横浜市福祉局が主催する「高齢者障害者の権利擁護に関する検討委員会」の委員に就任した。それがきっかけで、私は成年後見にかかわり始めた。この委員会は、高齢者・障害者に対して、判断能力がある時は契約に基づいて支援をし、判断能力が低下した後も公的な立場から支援し続けるシステムの構築が不可欠であるという最終報告をした。

この報告を受けて、平成10年、横浜市社会福祉協議会に後見的支援機関「横浜生活あんしんセンター」が設立された。同センターは、権利擁護事業（日常生活自立支援事業を含む）を展開すると同時に、法人後見を実施している。現在も、私は「あんしんセンター」の委員を続けている。

平成12年の成年後見制度導入当初、成年後見にかかわっている弁護士が少なかったためか、私は行政から相談を受け困難な後見事件を多数引き受けた。申立人はいるものの誰も後見人にならないケース、市町村長申立てで後見人候補者がいないケースなど、区役所のケースワーカーが匙を投げたものを等を受任した。その後も市町村からさまざまな相談を受けていった。

◇啓発活動の必要性

介護保険制度と同時に導入されたにもかかわらず、成年後見制度は市民にあまり浸透していない。高齢者・障害者の権利擁護を考えると、制度の啓発活動は不可欠だ。このような観点から、私は日夜「成年後見の布教・伝道活動」を実践している。市区町村や高齢者・障害者の支援団体からの講演依頼を大切に、極力断らないことにしている。

◇笑いを交えた啓発活動

成年後見制度の啓発活動で、毎年秋に行われている催物に面白いものがある。横浜市神奈川区が区民向けに行っているもので、毎年好評を博している。ここ数年の企画は以下のとおりだ。

- ・2007年——単独ライブ 初心者向けに成年後見の制度説明を、具体的な例を示しながら行った。各所にギャグを散りばめ、要所所で笑いをとる。
- ・2008年——講談師とのコラボレーション 前半は講談師神田織音さんによる「成年後見講談」。ナオト君の話は涙を誘う。後半は私の笑いを交えた制度説明。
- ・2009年——落語家とのコラボレーション 前半は落語家の桂ひな太郎さんの「成年後見落語」。後半、私の落語のような制度解説。
- ・2010年——一般の方とのコラボレーション 前半、一般の方が、自身の母親の後見申立てを題材に苦労談。後半、私の大喜利(?)制度解説。
- ・2011年——漫才師とのコラボレーション 今秋は漫才師とのコラボが予定されている。吉本の若手芸人と共演する予定。どちらが笑いをとるのか、火花が散ることは必至だ。成年後見制度自体が地味なくみであり、しかも一般の人たちには馴染みにくい。そのため、制度の啓発は、より具体的に、よりわかりやすく、しかも笑いを交えた企画が理想であると思う。私がかかわる啓発事業は、一見芸の競い合いのようであるが、制度が市民に浸透するようにとのポリシーの下に行われていることを付言する。

(弁護士 延命 政之)

判例研究

判例研究委員会

■後見開始と「精神上的の障害」(東京高裁平成18年7月11日決定・判例時報1958号73頁)

【事案の概要】

事件本人Aは、筋萎縮性側索硬化症 (amyotrophic lateral sclerosis。以下、「ALS」という) を発症した。Aには、姉2人 (B・C)、妹1人 (D)、弟1人 (E) の兄弟姉妹がいたが、Aの母Fの死亡に伴い、亡Cの子2人がFの遺産 (土地・建物) についてA・B・D・Eを相手に共有物分割等請求訴訟を提起したので、Aの妻X (申立人・原告人) がAについて後見開始を申し立てた。原審 (東京家裁平成18年3月27日審判) は、ALSが判断能力の低下、認知障害その他の精神上的の障害を通常伴わないとして、Xの申立てを却下した。Xは即時抗告。

東京高等裁判所は、「ALSに関する医学的知見の進展により、ALSも病態が進めば認知障害を伴うことが相当あり得ること、Aは、わずかな表情筋の動きも廃絶し、意思疎通が不可能であって、社会的に植物状態にあり、認知障害を伴った精神上的の障害があると評価できること、また、実際上の必要性として、Aが当事者となっている上記共有物分割等請求事件が係属しており、Aにおいて意思表示の手段がなく、事実上財産処分をすることができないとすれば、訴訟の進行に支障を来すことは明らかであり、後見人を選任する必要があることを総合考慮すると、Aは心神喪失の常態にあるのと同等の状態にあるとみるのが相当である」、とした (取消し・差戻し)。

【解説】

平成11年改正法によって、法定成年後見制度は、補助の新設により後見・保佐・補助の3種類の制度になったが、いずれの類型についても「精神上的の障害」が要求されることになった。したがって、意思疎通が著しく困難なために適切な表示行為をすることのできない者であっても、それが精神上的の障害によるものでない限り、成年後見制度を利用することができない、ということになった。本件をみると、ALSを発症したAについて、原審は、ALSが精神上的の障害を伴わないとして成年後見制度の発動を認めなかったが、東京高等裁判所は、「ALSも病態が進めば認知障害を伴うことが相当あり得ること、Aは、わずかな表情筋の動きも廃絶し、意思疎通が不可能であって、社会的に植物状態にあり、認知障害を伴った精神上的の障害があると評価できる」、とした。しかし、Aが自己の意思を表明しえない以上、Aについて「認知障害を伴った精神上的の障害がある」と認定することはできないように思われる。そこで、身体上の障害により意思を表明しえない場合には成年後見制度を利用することができないとしても、意思を表明しえないことが精神上的の障害によるものではない、ということが明らかでない限り、その者を保護・支援するために、Aに成年後見制度の発動を認めるべきである。

次に、Aが成年後見制度を利用しようとしても、Aについていずれの類型を発動させるべきかが問題となる。東京高等裁判所は、Aが意思疎通をできないことに加えて共有物分割等請求事件の被告となっているとの実際上の必要性をあげ、Aについて成年後見人を選任する必要があるとしている。Aが自己の意思を表明できない以上、本人の同意を要する補助類型も、保護機関に代理権を付与するのに本人の同意を要する保佐類型も、いずれもAの保護として適切でない以上、後見類型の発動を認めるべきであろう。

なお、本件については、村田彰「後見開始と『精神上的の障害』」実践成年後見35号128頁以下を参照されたい。
(流通経済大学教授 村田 彰)

◆第8回学術大会へ向けて◆

大会・実行委員長 二宮 周平

本年の学術大会は立命館大学において、次のとおりの要領で開催いたします。

昨年10月の成年後見法世界会議における「成年後見制度に関する横浜宣言」を踏まえ、わが国における公的支援システムの具体的なあり方について、午前には国や自治体の取組みを報告していただき、午後はパネルディスカッションで支援システムのあるべき具体的内容を議論したいと思います。

成年後見制度では、本人の支援のために活動する成年後見人等の担い手に対する支援も不可欠となっています。これからの制度としての具体的な形を提案できるような場としたいと思います。



- 【日 程】 平成23年10月29日(土)10:00～17:30
- 【場 所】 立命館大学朱雀キャンパス
- 【聴 講 料】 正会員
賛助会員（法人は2名まで）
会友 } 無料
- 一般 2000円
- 【開 場】 午前9時30分
- 【統一テーマ】 公的支援システムの具体的なあり方—
横浜宣言の実質化に向けて
- 【概 要】 [特別報告（東日本大震災関連）]
[個別報告] 厚生労働省／大阪市成年
後見支援センター／伊丹市社会福祉
協議会／岸和田市／兵庫県
[パネルディスカッション]
- 【申 込 み】 事務局 FAX 03-5798-7278
E-mail j_jaga@nifty.com

※懇親会（参加費3000円）参加の有無もご明記ください。

日本成年後見法学会をご紹介します！

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介します。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の3種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

入会申込書等の書類が必要な場合は、事務局までご連絡いただければお送りいたします。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へとつなげたいと思います。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16
 (株)民事法研究会内
 TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278
 E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 「伝える命、伝わる命。」と記されている『希望の一本松』のクリアファイルを購入了ました。陸前高田を訪問し「地域のつながり地域の絆と今を懸命に生きる」ということが伝わりました。私たちは今、何を伝えるのでしょうか…？ (大輪典子)